

## 実践型地域雇用創造事業に係る企画書の評価について

### 1 実践型地域雇用創造事業企画書評価委員会の設置等

- (1) 厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室内に実践型地域雇用創造事業の企画書評価のため、実践型地域雇用創造事業企画書評価委員会（以下「企画書評価委員会」という。）を設置する。
- (2) 企画書評価委員会は、提出された企画書の内容について、審査・選定を行う。

### 2 審査方法

- (1) 「実践型地域雇用創造事業企画書採点基準」（別紙）に基づき、以下の項目について委員ごとに採点する。

#### ア 地域の取組

市町村や経済団体その他の地域関係者等が、地域重点分野において、地域の特性・資源を有効に活かした地域の産業及び経済の活性化その他の地域における雇用創造に資する具体的な取組を実施し、かつ、それらの取組により当該分野で一定の成果を上げる可能性が高いかどうか。

なお、雇用情勢の地域差を踏まえ、雇用情勢の特に厳しい地域等（※1）に重点を置いて選抜するとともに、地域における効果的な雇用創造を促進する観点から、関係省庁の連携による地域産業活性化など地域再生の取組を行う地域に配慮する。

※1 激甚災害指定地域（実践事業の公示の日から過去1年間に指定された地域）、過疎等雇用改善地域

#### イ 事業内容

事業の内容が、地域独自の取組と一体的に行われる雇用対策に係る事業であって、地域独自の取組を推進する際に生じる雇用面の課題を解決するために適切な事業であるとともに、事業が地域求職者等に広く利用され、かつ、設定した目標の実現可能性が高いかどうか。

#### ウ 雇用創造効果

適切に事業を実施することにより、質及び量の両面において雇用創造効果が高いと見込まれるかどうか。

また、就職者1人当たりの雇用に要する経費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いなど、費用対効果が高いと見込まれるかどうか。

なお、1人当たりの経費が150万円を超えると失格とする。

加えて、当該事業の雇用創出実践メニューの実施により、地域が活性化され、継続的・波及的に雇用創造効果が期待されるかどうか。

## エ その他

実践事業を終了した地域及び実施中の地域が、新たに実践事業の事業構想を提案する場合は、実践事業実施に係る機会の公平性を確保するため、新規に実践事業の提案を行う地域を優先的に採択することとし、以下について評価を行う。

- (ア) 実践事業の実施経験を生かした地域独自の雇用創造の取組みが見られるか
- (イ) 実践事業における事業実施時における雇用創造目標の達成状況
- (ウ) 実践事業実施時における不正・不適正事案の有無
- (エ) 今般提案の事業構想が、過去3年以内（※2）に実施した実践事業の事業構想と比較して、概ね新しい又は拡充した計画といえるかどうか（地域重点分野や各事業の内容などの質的な面で概ね1/2（※3）程度以上の見直し又は拡充が行われていること）

※2 今般提案の事業構想の事業開始予定日から起算して過去3年以内

※3 
$$\left( (\text{今般提案の事業構想の総セミナー数及び実践メニュー数}) - (\text{過去3年以内に実施した実践事業の事業構想と重複しているセミナー数及び雇用創出実践メニュー数}) \right) \div (\text{過去3年以内に実施した実践事業の総セミナー数及び雇用創造実践メニュー数})$$

## オ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

実践事業の実施主体がいずれかに該当する場合は、評価を行う。

- (ア) ワーク・ライフ・バランスを推進する事業主として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあっては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた事業主
  - (イ) 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定し、都道府県労働局へ届出を行った事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）
- (2) (1)の審査結果を、一覧に整理し、全項目の採点を合計した点数を総得点として、基準点を超えた提出者を契約候補者とする。
- ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。
- なお、審査基準「失格」が一つ以上該当する企画書の提案者は契約候補者として選定しない。
- (3) 総得点と同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。
- ア 「A」の数が多い者を契約候補者とする。
  - イ 「A」の数が同数の場合は、くじ引きにより契約候補者を選定する。

### 3 企画書評価結果の報告

企画書評価委員会は、委員会事務局（職業安定局雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室）を通じ、評価結果を各労働局支出負担行為担当官へ報告を行う。

各労働局支出負担行為担当官は、提出者に対し評価結果を通知する。

なお、選抜された企画書に対して、必要に応じて企画書評価委員会及びこれとは別に設置する「実践型地域雇用創造事業の評価に係る第三者委員会」から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。